

コロナ下における物価高騰等 支援策ガイドブック

北 海 道
2023. 1. 20時点版

ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

※「物価高騰対策」「コロナ対策」に対応する事業を「○」で表しています。

第1章 事業者支援

事業	物価高騰	コロナ	ページ
1. エネルギー・原材料・食料品等安定供給対策			
(1) ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業	○	—	5
(2) 製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業費	○	—	6
(3) 道産木材供給拡大緊急対策事業（原木生産支援事業）	○	○	7
2. 事業継続支援			
(1) 道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）	○	○	8
(2) 中小企業総合振興資金	○	○	9~13
(3) 中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業	○	○	14
(4) 今こそスノチャレ北海道（緊急人材確保奨励金・支援金）	○	○	15
(5) 中小企業経営相談室	○	○	16
3. 社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援			
(1) 中小企業競争力強化促進事業	○	○	17
(2) 地域企業デジタル技術活用支援事業	○	○	18
(3) 北海道どさんこプラザ マーケティング支援事業	○	○	19
(4) リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業	○	○	20
4. その他			
(1) 国の主な支援策	—	○	21
(2) 企業・団体の取組事例発信	—	○	22
(3) 道税の申告期限の延長・納税の猶予等	—	○	23
(4) 賃上げ促進税制	○	—	24

目次

第2章 雇用に関する支援策等

事業	物価 高騰	コロナ	ページ
(1) ショブカフェ・ショブサロン	—	○	26
(2) 勤労者福祉資金による生活資金等の融資	—	○	27
(3) 北海道短期おしごと情報サイト	—	○	28
(4) 北海道海外人材待機費用緊急補助金	—	○	29
(5) 戦略産業人材確保・定着支援事業	—	○	30

第3章 需要喚起策等

事業	物価 高騰	コロナ	ページ
(1) 飲食店における感染防止対策の認証制度	○	○	32
(2) ほっかいどう認証店応援キャンペーン	○	○	33
(3) 道産食品消費喚起対策事業費	○	○	34
(4) ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン	○	○	35
(5) HOKKAIDO LOVE! 割	○	○	36
(6) イベント需要喚起事業（「イベント割」）	○	○	37

第4章 生活者支援

事業	物価 高騰	コロナ	ページ
(1) 生活困窮者自立支援事業	○	○	39
(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等	○	○	40
(3) 節電プログラム参加促進事業 （節電プログラム参加者の「節電ポイント」への上乗せ支援）	○	—	41

目次

第5章 相談窓口

事業	物価高騰	コロナ	ページ
(1) 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	○	○	43
(2) 働き方改革関連特別相談窓口	○	○	44
(3) 国の助成金に関する申請サポート窓口	—	○	45

第1章 事業者支援

道内ものづくり産業の生産性向上及び競争力強化のため、脱炭素化・DX化を支援します。

制度概要

【ものづくり企業の脱炭素・DX推進セミナーの開催】

ものづくり企業の脱炭素・DXを推進するため、11月10日、11日にビジネスEXPOの会場でセミナーを開催しました。

より多くの皆様にご覧いただくことを目的とし、アーカイブ形式にて配信しています。

【配信期限】2023年1月31日（火）

【配信するセミナー】

「ものづくり産業の脱炭素推進セミナー」

「ものづくりDXセミナー」

【視聴方法】詳細リンク先よりお申込みください。

【詳細】 https://www.noastec.jp/web/news/details/post_2046.html

【ものづくり企業への専門家派遣】

脱炭素化やデジタル化の課題を抱える企業に専門家を派遣します。

- ・製造現場をデジタル化して省力化を図りたい。
- ・二酸化炭素排出量の削減計画を作成したい。

など、企業の皆様の課題に対応する専門家を派遣します。

（対象）10社程度

（回数）1社3回程度

申込先 ノーステック財団 黒澤、堀内 電話011-792-6119

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

電気料金等エネルギー価格高騰の影響が特に大きい製造業者の負担軽減を図るため、省エネルギー設備の導入経費を支援します。

制度概要

■ 募集期間

・ 令和4年11月9日(水)から令和5年1月31日(火)まで

※ 令和4年10月7日以降の着手(発注)で、令和5年3月10日までの完了(納品及び支払)が必要です。

※ 申請多数により、当補助金の予算を超過する見込みがある場合は、早めに申請受付を終了することがあります。

■ 補助率及び補助金額

・ 3/4以内 ・最大500万円

■ 補助対象者

・ 下記、①、②いずれも満たすもの

① 製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業等で、企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は事業所を道内に有する者

※ 中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・ 資本の額(出資の額)が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ NPO法人

② R4年(2022年)4月～9月までのいずれかの月に支払った燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油)の単価が、前年同月の単価よりも増加していること

■ 補助対象事業

・ 省エネルギーを目的とした設備を導入し、エネルギー消費量を年率10%以上低減すること

■ 申請方法

・ 専用ホームページから必要書類をダウンロードし、下記事務局に郵送してください。

専用ホームページはこちら <https://www.hokkaido-seizougyoushien.jp/>



■ お問い合わせ先

・ 〒060-8414(住所の記載不要)

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局

電話:050-3850-6906

※ 受付時間: 平日AM9:00~PM5:30 ※土日祝、年末年始(12月29日~1月3日)は休業

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係

TEL:011-204-5323

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付します。

制度概要

第3回募集

交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録している事業者で、道内において原木生産を行った者を対象とします。

交付対象となる原木生産

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月28日までの期間に実績報告が可能なもので、原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないものを対象とします。

※国等から原木生産を請け負う場合は対象とはなりません。

申請方法

申請期間…令和5年1月31日(火)まで

提出書類…①交付申請書
②事業計画書
③誓約書

※詳細は申請先のホームページをご覧ください。

申請先(受付窓口)

(森林組合の方)…北海道森林組合連合会

(森林組合以外の林業事業者の方)

…北海道木材産業協同組合連合会

提出方法…郵送または持参

・郵送の場合は、当日(1/31)消印有効

支援する金額

原木生産量に 1m³ あたり75円を乗じて得た額

原木生産量(m³)×75円

※ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合があります。



事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問合せ先

(森林組合の方) 北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9

TEL (011) 621-4293 <https://www.doshinren.or.jp>

(森林組合以外の林業事業者の方) 北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683 <https://doumokuren.jp/>

道内事業者等事業継続緊急支援金
(エネルギー価格高騰分)

北海道では、コロナによる売上減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている道内の事業者の皆さまに新たな支援金を給付します。

給付要件

次の2つの要件をいずれも満たしている必要があります

要件① (売上要件)

2021年11月以降の
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少



要件② (エネルギーコスト要件)

2022年12月以降のいずれかの月に
事業のために支払ったエネルギーの単価が
2021年12月～2022年11月までの
いずれかの月の単価よりも増加

エネルギーとは…

電気、ガス（都市ガス、LPガス）、燃油（ガソリン、灯油、軽油、重油）

対象者

道内の中小・小規模事業者、個人事業者

一次産業も含めすべての業種が対象です

※不給付要件に定める
事業者等を除く

- ・2022年12月1日以降、継続して本店所在地（個人事業者の場合は住所）が道内にあること
- ・中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
（定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること）

給付額

中小・小規模事業者：10万円
個人事業者：5万円

※事業者単位での給付
(店舗等の事業所単位ではありません)

受付期間

2023年1月19日(木)～4月30日(日) ※当日消印有効

申請方法

電子申請 または 郵送申請

- ・お問合せや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をご利用ください。
下記専用ホームページから電子申請ができます。
- ・申請書の書き方が分からない場合は、申請の手引きをご確認いただくか、下記コールセンターにご相談ください。

【お問い合わせ先】

●コールセンター 011-350-6711
(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページ <https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp/>



新型コロナウイルス感染症や原材料などの物価高騰により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
- 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）
- コロナ克服サポート貸付
- 経営環境変化対応貸付
- 経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）														
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等														
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）														
融 資 金 額	2億円以内														
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）														
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)														
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります														
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします														
保 証 料 率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セーフティネット4号</th> <th>セーフティーネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の場合</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の場合</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の場合</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）</p>	区分	経営安定保証適用の場合		セーフティネット4号	セーフティーネット5号	普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%	無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%	特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%
区分	経営安定保証適用の場合														
	セーフティネット4号	セーフティーネット5号													
普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%													
無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%													
特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%													

中小企業総合振興資金（2/5）

（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

2. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
融 資 対 象 者	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したものの。 (1) セーフティーネット保証4号の認定を受けた (2) セーフティーネット保証5号の認定を受けた (3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 (4) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (5) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (6) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (7) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内（従来型（2億円）の内数）
融 資 期 間	10年以内（うち据置5年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします（伴走支援型特別保証制度対応）
保 証 料 率	0.2%（通常保証料率0.85%）※融資対象(1)(2)の場合 0.2%～1.15%（同0.45%～1.90%）※融資対象(3)及び(7)の場合 ※差額は国が補助
取 扱 期 間	令和3年5月10日から令和5年3月31日まで
備 考	中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。 保証料率は、国が一部を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%もしくは0.2%～1.15%となります。

中小企業総合振興資金（3/5）

（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

3. 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

【融資対象】 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

【融資金額】 4億円以内


【融資期間】 1年超15年以内（うち据置5年以内）

【融資利率】 金融機関所定の利率

【信用保証】 すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

【保証料率】

- 経営者保証免除対応適用の場合
経営状況に応じて年1.0%～1.2%
- 上記以外の場合
経営状況に応じて年0.8%～1.0%

}  国の補助により
年0.2%

【取扱期間】 令和3年4月1日～令和5年3月31日

4. コロナ克服サポート貸付

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 コロナ克服サポート貸付
融 資 対 象 者	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直しなど
資 金 使 途	事業資金
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付き（コロナ克服サポート保証）とします
保 証 料 率	経営状況に応じ年0.40%～1.71% ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。
取 扱 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

中小企業総合振興資金（4/5）
（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

5. 経営環境変化対応貸付・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金用途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

中小企業総合振興資金（5/5）

（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業（従来型、伴走支援型）、企業体質強化貸付（資本性ローン協調）、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

- ※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
- ※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P31、35ご参照）

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/kny/yuushi/119439.html>

コロナ禍で経営に影響を受けている道内中小・小規模事業者の皆さんを対象に、それぞれの経営課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

制度概要



お困りではありませんか？

- ポストコロナに向けた事業再構築を検討している
- 販路を拡大したい
- 補助金の申請を支援してほしい
- 資金繰りや融資の返済について相談したい
- 事業承継を考えているがどうしたらいいかわからない

など



専門家が お伺いします！

中小企業診断士を中心に、公認会計士や社会保険労務士など、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。

- 中小企業診断士とは
中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家で、国家資格を持っています。



無料で 助言・指導

専門家が無料で助言・指導を行います。ご要望があれば、オンラインでの対応も可能です。

それぞれの課題に応じたアドバイスで、新型コロナウイルスで影響を受けている事業者の皆さまに寄り添い、事業活動の維持・継続を支援します。

受付期間

令和4年(2022年)4月4日から
令和5年(2023年)2月上旬(予定)

お申込み

【WEB】URL又は二次元コードから
ホームページにアクセスしてください。
<https://www.shindan-hkd.org/corona/>
【TEL】0800-800-2551(フリーダイヤル)
受付は平日9:00~17:00、専門家常駐
【FAX】011-231-1388



このチラシが
目印です

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551
北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 TEL: 011-204-5331

『今こそスノチャレ北海道』

人材確保緊急支援事業（緊急人材確保奨励金・支援金）

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。



支給額（1回限り）

道内事業所 支援金 **10万円**※要件を満たす方の**雇入れ数に制限はありません**が、**事業所への支援金支給は1回限り**です。道内や道外に在住する方 奨励金 **10万円**（+ 移動費 **実費上限 10万円**）

対象職種（第4回改訂 厚生労働省編職業分類による）

09 建築・土木・測量技術者、13 保健師・助産師・看護師、14 医療技術者、15 その他の保健医療の職業、
 16 社会福祉の専門的職業、19 教育の職業、32 商品販売の職業、34 営業の職業、36 介護サービスの職業、
 37 保健医療サービスの職業、38 生活衛生サービスの職業、39 飲食物調理の職業、40 接客・給仕の職業、
 45 その他の保安の職業、46 農業の職業、52 金属材料製造・金属加工・金属溶接・金属溶断の職業、
 54 製品製造・加工処理の職業、60 機械整備・修理の職業、66 自動車運転の職業、
 69 定置・建設機械運転の職業、70 建設躯体工事の職業、71 建設の職業、72 電気工事の職業、
 73 土木の職業、76 清掃の職業

※対象職種に該当するか否かについては、ハローワークインターネットサービスの職業分類をご参考ください。

※**対象職種に関するご質問は、事務局まで**お問い合わせください。今こそスノチャレ北海道 事務局 050-3668-8778

対象者

事業所 ○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用

個人 ○令和4年12月6日から令和5年3月31日までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方

- ・道外に在住する方：3週間につき**10日以上勤務**
- ・道内に在住する方：労働時間が**20時間/週以上、31日以上の雇用見込み**があり、3週間につき**10日以上勤務**

問い合わせ

今こそスノチャレ北海道 事務局

メール：sc-contact@sc-hokkaido.com

特設サイトをご覧ください。

電話：050-3668-8778



中小企業等の持つ様々な経営課題に応じるため、各（総合）振興局に中小企業経営相談室を設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

制度概要

○各地域の相談先

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でも相談をお受けしております。

▼経営相談：経営支援係 011-204-5331

▼金融相談：金融係 011-204-5346

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

中小企業競争力強化促進事業

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者の皆様の、新分野・新市場等への進出のために必要な経費を補助します（公募は例年5月と8月頃に実施）。

制度概要

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加	1/2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費		60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的に支援します	300万円 500万円	

【注目情報】

DXの推進、ゼロカーボンへの対応、大規模事業所の再編、コロナ対策など社会経済情勢の変化に対応する重要な課題への取組を応援、次のように内容が充実しました。

- 市場対応型製品開発支援事業
「IT産業」の補助事業者は、ソフトウェア開発に要した人件費を「プログラム開発費」に参入可能
- コンサルタント等招へい事業
DX、ゼロカーボン等に精通したコンサルタント等の招へいが可能
- 産業人材育成支援事業（招へい）新設
競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むため講師を招いて行う研修会等への助成が可能

申請先 (公財) 北海道中小企業総合支援センター

※補助要件はHPからご確認ください https://www.hsc.or.jp/news/2022fund_2nd_notice/

【お問合せ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)

URL: <http://www.hsc.or.jp>

北海道経済部産業振興課産業企画係 TEL 011-204-5311

道内中小企業等が行うデジタル技術を活用した商品販売や情報発信等を支援することにより、道内企業のデジタル化を推進し、道内経済のコロナ禍からの回復を図るため、相談窓口の開設、専門家派遣及び特設ECサイトの開設等の伴走型支援を実施しています。

相談窓口 基本的なデジタル技術の活用に関することをご相談いただけます。

- 相談費用: 無料 ● 開設期間: 令和5年2月28日まで
- 開設箇所: 道内7箇所 + オンライン

札幌 SAPPORO Incubation Hub Drive

〒060-8711 北海道札幌市中央区大通西3-6
北海道新聞本社ビル2F

厚真 厚真町コミュニティスペース イチカラICHIKARA

〒059-1601 北海道勇払郡厚真町京町1番地1

旭川 旭川市ときわ市民ホール

〒070-0035 北海道旭川市5条通4丁目

※対応: 株式会社アーク

釧路 港まちベース 946BANAYA

〒085-0016 北海道釧路市錦町2丁目4

釧路フィッシャーマンズワーフMOO2F

帯広 LAND

〒080-0012 北海道帯広市西2条南11丁目12番地1
天光堂ビル1階

函館 函館ブリ塩ラーメンと酒と肴 カモン

〒040-0035 北海道函館市松風町7番5号

函館ひかりの屋台大門横丁内

北見 KITAMI BASE

〒090-0042 北海道北見市北2条西2丁目8番地

オンライン 相談対応: 株式会社アーク

下記の予約フォームよりお申込みください。

<http://everyhokkaidx.jp/consultant/>

専門家派遣 専門家とともにあなたのプロジェクトを伴走します。

デジタル技術の活用に取り組む道内中小企業者に専門家を派遣し、助言や指導を行います。新たにチャレンジしたいこと、困っていることを専門家に相談してみませんか。

- 派遣費用: 無料 ● 派遣回数: 最大3回
- 申請期間: 令和5年2月11日まで

特設ECサイト 商品を掲載、販路拡大をお手伝いします。

特設ECサイト(BtoB,BtoC)を開設し、ECでの販売を支援します。

新たにECでの販売に取り組まれる方はもちろん、すでにECでの販売に取り組まれている方にも新たな販路開拓としてご活用いただけます。

- 申込期間: 令和5年1月31日まで
- 販売手数料: 令和5年2月28日までは商品の売上の5%
- 支援内容: 出品登録、送り状データ登録、商品の撮影を事務局が行います。(商品撮影は、1商品につき5カット、計10商品まで。希望事業者のみ。)

ご利用の際は事業者登録をお願いします。

●web からの場合

URLまたは2次元バーコードから登録してください

<https://everyhokkaidx.jp/entryform/>



●書面での場合

別紙の登録用紙に記入の上、EveryHOKKAIDX 事務局まで郵送してください



【お問い合わせ先】

EveryHOKKAIDX 運営事務局

〒070-0030 北海道旭川市宮下通3丁目2181-2-504 株式会社アーク内

TEL:0166-73-3747(平日11時-17時)

e-mail:info@everyhokkaidx.jp

LINE:2次元バーコードから友達登録をしてお問い合わせください。

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、マーケティングサポート催事制度、テスト販売制度、マーケティングアドバイザー制度を実施します。

制度概要

1 マーケティングサポート催事制度

- 内容：どさんこプラザの催事スペースにて、1週間（原則）対面販売が可能。対面販売、観光PRなどで消費者の反応を直接確かめることが可能。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店
- 販売条件：手数料（売上の15%、ただし上限は札幌店は1箇所3万円/日、有楽町店・羽田空港店・あべのハルカス店は1万5千円/日）

2 テスト販売制度

- 内容：売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売が可能。販売終了後には、店舗から商品の評判や評価など今後の商品開発・改良に役立つアドバイスをフィードバック。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店、名古屋店、ミレニアウオーク店（シンガポール）、バンコク店（タイ）
- 販売条件：委託販売、手数料（国内：売上の18%、海外：国内希望小売価格の30%）、PL保険等の加入など

3 マーケティングアドバイザー制度

- 内容：道内企業の商品開発・販路拡大等に関する悩みについて、面談又は文書、電話等で食の専門家に無料で相談が可能。
※相談者の相談場所までの旅費については企業負担。
- 実施場所：東京、札幌、名古屋

詳しくは下記ホームページを参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.html>

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

道市連携海外展開推進事業費 (リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業費)

海外におけるリベンジ消費拡大に向け、ASEAN（シンガポール、タイ）・台湾・香港を対象に、札幌市と連携し、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用し、道産品（食品・化粧品・工芸品等）の海外展開を支援します。

制度概要

1 オンライン商談

道産品に関心を有するバイヤーとのオンライン商談を設定し、サンプル品送付や商談資料作成、通訳等の支援を行います。

- 対象市場：シンガポール、タイ、香港、台湾
- 実施時期：令和5年2月末までの間に随時個別オンライン商談を設定
- フォローアップ項目：継続商談の実施や輸出手続等を支援
- 留意事項：バイヤーが関心を示した際に商談実施となるため、参加しても商談に至らない場合あり。
- 募集時期：令和4年12月28日（水）まで

2 民間事業者主催北海道フェア等の取組支援

- 実施予定内容：対象市場の現地事業者（フェア等を主催する百貨店、小売店、飲食店等）に対し、上記1又は2に参加した企業の道産品を提案し、道産品の実践販売の場を創出する
- 実施時期：令和5年2月末までの間に随時提案を実施
- 募集時期：令和4年12月28日（水）まで

参考 関連HP（参加募集情報）

1 オンライン商談

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/127603.html>

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局（北海道経済部経済企画局国際経済課）
TEL：011-204-5342

国でもさまざまな支援策が用意されており、道支援策と連動してのご活用も可能です。主な支援策を以下にご紹介します。

資金繰り	政府系金融機関による融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 中小企業事業)	融資金額6億円以内。 当初3年間、4億円を限度として0.9%金利引き下げ。	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
		新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 当初3年間、6,000万円を限度として0.9%金利引き下げ。	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	その他	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の事業者向け制度。 当初3年間、6,000万円を限度として0.9%金利引き下げ。	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
		生活衛生改善貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額2,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の小規模事業者向け無担保・無保証人融資制度。 当初3年間、0.9%金利引き下げ。	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
		衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	旅館業・飲食店及び喫茶店を営む事業者向け制度。 融資金額は旅館業が3,000万円以内 飲食店及び喫茶店が1,000万円以内	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
補助金	設備・資材・ソフト導入	ものづくり補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：750～1,250万円 (グリーン枠は1,000～2,000万円) ※従業員規模により異なります 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3 【回復型賃上げ・雇用各拡大枠】、 【デジタル枠】、【グリーン枠】2/3	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053

※ほかにも様々な支援策がご用意されております(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

コロナ対策 経済産業省

検索

右二次元コードからもご覧いただけます



感染拡大に配慮しつつ、新たな業態への挑戦やITを生かした取組などにより、需要を回復させる企業や団体の取組事例を紹介していますので、参考にいただければ幸いです。

制度概要

現在次のような事例を道のHPでご紹介しています。

1. 「北海道スタイル」／感染予防・拡大防止の取組事例
 - ・家族との面会禁止が続く中、IT技術を活用し、パソコン画面を通じた面会システムを導入。
【医療機関】
 - ・事業所内の除菌や消毒を実施するほか、危機管理マニュアルによる感染者発生時の対策、全従業員の安否確認システムを導入。【自動車販売業】
 - ・自社の自動販売機及びディスペンサーへの抗ウイルス・抗菌ガラスコーティングの塗布施工を実施。対象場所は、公共性の高い施設（公共交通機関、病院、福祉施設など）を優先。【飲料製造業】
 - ・館内備品設備の徹底した消毒・洗浄の実施のほか、お客様の健康状態の把握及び感染予防対策をお客様へも協力を依頼。【ホテル業】
 - ・スマートフォン上でチェックインとチェックアウトの手続きができる新システムなどを盛り込んだ「非接触型次世代ホテルオペレーションシステム」を導入。【ホテル業】
 - ・「北海道スタイル」安心宣言のもと、独自のガイドラインを作成しHPで発信。【ビルメンテナンス業】
2. 消費喚起・販路開拓の取組事例
 - ・フィットネスクラブに来館できない方向けに、自宅でできるフィットネスのオンラインレッスンを実施。【サービス業】
 - ・宿泊用の客室をテレワークの拠点として使ってもらおう特別プランの販売。【ホテル業】
 - ・商工会議所のHPに「緊急在庫処分SOS!」というタイトルの専用ページを立ち上げ、イベント中止や来店客の減少により売上低迷や過剰在庫を抱える企業と消費者などを仲介し、売上回復、販路確保を支援。【経済団体】
 - ・Wi-Fi対応CO2センサーを用いて空気の状態を見える化するCO2モニタリングシステムを導入。
【サービス業】
3. 北海道IT産業からの提案
 - ・企業経営をサポートする道内IT技術
4. 感染予防・拡大防止のための製品を製造する道内企業
 - ・自社の技術を活かした感染予防や拡大防止のための製品を製造する道内企業の紹介
5. 特集コラム
 - ・個別企業へのインタビュー
6. 注目記事
 - ・規制緩和などの情報
7. 業界団体のガイドライン等

二次元コードから



北海道 新型コロナウイルス対策 企業・団体の取組

検索

または

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL：011-204-5336

掲載内容は随時更新してまいりたいと考えておりますので、掲載を希望する企業、団体等がいらっしゃいましたら、産業振興課までご連絡いただけますと幸いです。

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに行うことが困難な状況となり提出が遅れる場合は、申告等ができるようになった日から2ヶ月以内に「延長申請書」を提出することにより、その期限が延長される場合があります。

猶予の要件

■徴収の猶予（地方税法第15条）

徴収の猶予は、納税者が災害を受けた等の事由によって、一時に納税できない場合に納税を猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、道税を一時に納税できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、道税を一時に納税できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、道税を一時に納税できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

■換価の猶予（地方税法第15条の6）

換価の猶予は、差押えをしている財産、又は今後差押えの対象となる財産を売却し換金することを猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合、次のすべての要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

- ① 道税の納税について誠実な意思があること（※1）
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※2）

※1 「道税の納税について誠実な意思がある」とは、その道税を優先的に納税する意思を有していると総合振興局長等が認めることができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納税することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、道税を一時に納税することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

申請の手続

猶予を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収・換価猶予（期限延長）申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支明細書」
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
医療費の領収書、廃業届、決算書など

書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

申請の期限

- ① 換価の猶予：猶予を受けようとする道税の納期限から6月以内
- ② 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

詳細は北海道税務課のホームページまで

詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。



○賃上げに取り組む経営者の皆様は、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる場合があります。

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

〈大企業向け（資本金1億円超の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

○ R

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《大企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

〈中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する中小企業等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

○ R

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

第2章 雇用に関する支援策等

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道では、新型コロナウイルスの影響等により、離職を余儀なくされた方々に対して、再就職に向けたキャリアカウンセリング等を行っております。失業された場合などは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談いただければ、再就職を支援します。

コロナウイルスの影響等で

失業をされた皆様へ

ジョブカフェ・ジョブサロンで

お話をうかがいます



◆ 1人で悩まず、まずはジョブカフェ・ジョブサロンにご相談ください。

活用方法

①キャリア・カウンセリング
(仕事探しの困りごと)



■ ジョブカフェ・ジョブサロンでは、窓口での相談のほか、メールやZOOMなどWeb相談でも対応しています。(※メール以外要予約)

②キャリアアドバイザーによる
各種情報等の提供



■ 専門のアドバイザーが皆様の状況に応じ、就職相談や職業訓練の情報提供を行うなど、きめ細かな相談対応を行います。

③応募書類の添削
面接の対策



■ 模擬面接や応募書類の添削も行っています(Web対応可。模擬面接要予約) Wi-FiやPC、プリンターも利用できます。

<https://www.jobcafe-h.jp>

※カウンセリングをご希望の方は、HPからお申し込みください。

このほか、函館、旭川、釧路、帯広、北見で窓口でのご相談を受け付けております。詳しくは、HPをご参照ください。



【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL : 011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL : 011-204-5099

勤労者福祉資金は、道内に居住する中小企業従業員（育児・介護休業者を含む）、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する制度です。

＜収入が減少した方向け＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した勤労者の方々を支援するため、一定期間、保証料を免除します。

＜離職者向け＞

事業主都合で離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、さらに低利（年利：0.6%）で融資します。

収入が減少した方向け新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【内容】

勤労者福祉資金の対象者で、中小企業で働く方、非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年（あるいは一昨年）同時期よりも収入が減少した方に対する融資の保証料を一定期間免除します。

- ・融資金額 120万円以内（融資期間8年以内）
- ・融資利率 年1.6%
- ・保証料率 免除（2023年3月申込受付分まで）
※保証料率の免除 0.5% → 0.0%

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の事実確認は、取扱金融機関において申し込みされるご本人の申告をもって確認とさせていただきます。

事業主都合の離職者向けの低利融資

【内容】

事業主都合による離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、以下の利率により生活費等を融資します。

- ・融資金額 100万円以内（融資期間：5年以内）
- ・融資利率 年0.6%
- ・保証料率 免除

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

融資にあたっては、取扱金融機関の条件や審査があります。

【お問合せ先】

取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあつて短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げるにより、生産維持・事業継続をサポートします。

人材不足の企業の皆様 **社会貢献・副業**したい皆様 **雇用維持**したい企業の皆様

北海道短期おしごと情報サイト をご活用ください

【活用方法】

北海道庁
「短期おしごと情報サイト」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>



① 求人情報登録

オンラインフォームで
簡単登録（約5分）

求人情報一覧
サイトからDL可



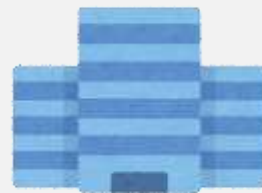
② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を
自由に選択可能

人材不足の企業等
農業、食品加工業、運送等

③ 連絡・調整・就労
短期バイト、出向契約等

**社会貢献・副業したい方
雇用維持したい企業等**
宿泊業、飲食業、製造業等



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896

道内企業が海外から外国人材を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



申請期間	2022年4月1日～2023年3月17日
補助対象者	道内企業等 道内に所在する事業所において、道内で業務に従事する海外人材(2022年3月19日以後に水際対策への対応を終了した日本国籍を有しない者)を雇用する法人又は個人
対象在留資格	①技能実習 ②特定技能 ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動(インターンシップ、EPA等)の内、「対象の14業種」で就労するもの※1 ※1 対象の14業種: 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食物品製造分野、外食業分野
補助額	1人1万円(上限) × 国が求める期間(上限)
補助対象経費	水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費(実費) (2022年4月1日から2023年3月17日17時まで申請した分)
対象期間	2022年3月19日以後チェックアウト済から 2022年10月11日チェックアウト済まで

詳細は特設サイトをご覧ください

◆問い合わせ先

北海道海外人材待機費用緊急補助金申請受付窓口(コールセンター)

TEL:011-251-5803

受付時間:平日 9:00～17:00



地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員など雇用の創出・定着を図る事業です。

中小企業の**人材**に関するお悩み

道内企業 **無料**
限定**100社**

プロが支援します

支援内容事例

業務効率アップ支援



- 仕事上のポイントを可視化し、改善していくための業務の棚卸し
- ICT化可能な業務があるか検討し、システム導入による効率化を図る
- 各種助成金、補助金の活用支援

採用強化支援



- 自社の魅力を伝える求人票の作成
- 自社の取り組みをアピールするための認証制度取得支援
- 各種助成金の活用支援

定着率アップ支援



- 従業員の成長や会社のビジョンを共有するための評価制度の構築
- 働きやすい職場環境整備のための制度及び規程の社内周知
- 各種助成金の活用支援

こんな企業におすすめ！！

人を募集しても応募が来ないので
専門家に相談したいけどコンサルタント会社に
相談するとお金がかかるのがネック

採用したからには定着させたい
ので評価制度を見直したいけど
意外と難しくてなかなか進まない

等々

- 対象企業：全道各地の中小・小規模企業等
- 対象業種：農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、建設業
- 本事業を活用いただき良質な雇用による採用を目指していただきます。
良質な雇用とは、月給20万100円以上、残業月20時間以下などの条件を満たす正社員等をいいます。

お申し込み
方法

FAX 下記の申込書にご記入の上、
011-206-9750
まで、送信してください

WEB <https://www.mamanavi.tv/company/hokkaido-human-resource-support>

二次元コードを読み取りお申し込みください

TEL 011-206-9150 受付時間 平日 9:00~17:00



申込み 令和4年 令和5年
受付 8月~1月中旬まで

※定員になり次第締切

第3章

需要唤起策等

飲食店
認証制度飲食店における感染防止対策の認証制度
(通称、第三者認証制度)のご案内

道内の飲食店を対象に、**感染防止対策**に必要な事項の取組状況を確認し、実施されている場合に**認証**する制度を実施しています。

飲食店の皆さまには、ぜひ、認証の取得をお願いいたします！

<取得のメリット>

- ★ 店舗における感染拡大の**リスク低減**
- ★ 感染防止対策への取組を**アピール**
- ★ 道HPで認証店を公表し、**利用を推奨**
- ★ **営業時間や酒類提供**に係る**制限が緩和**

※認証書のイメージ



1 対象事業者

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者 ※店舗（テイクアウト、デリバリー型店舗等除く）ごとに申請

2 認証の流れ

申請

原則、電子申請
電子申請ができない場合は、
郵送での申請も可能

現地調査

- ・事前連絡の上、調査員
による現地調査
- ・改善アドバイス

認証

基準を満たすと認証書を交付
店頭などへ掲示

3 認証基準

22項目 ※詳細は下記ホームページより

4 申請受付・お問い合わせ

○申請方法

HPより『**電子申請**』で受付

※**電子申請がご利用いただけない場合には、
郵送での申請も可能です**

○ホームページ

(電子申請の受付)

URL : <https://do-safety.jp/>

ホームページ二次元コード



○お問い合わせ(制度概要・認証基準の内容)

第三者認証制度コールセンター

電話 0570-783-816

受付時間 平日9:00~18:00

飲食店利用促進支援事業 (ほっかいどう認証店応援キャンペーン)

第三者認証店を対象としたプレミアム付食事券（ほっかいどう認証店応援クーポン）を発行し、外食需要を喚起するとともに、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを図ります。

制度概要

1 発行総額

45億円 [発行冊数：90万冊（紙クーポン：70万冊、電子クーポン：20万冊）]

2 販売額・額面

①販売額：**4,000円**

②額面：**5,000円**（プレミアム率：25%）

3 販売期限・利用期限

①販売期限：販売終了 令和4年12月9日【11月30日から延長】

②利用期限：令和5年2月7日【1月31日から延長】

4 販売場所

①紙クーポン：販売終了 全道の指定の郵便局（405局）

②電子クーポン：販売終了 専用ホームページ

5 利用対象店舗

キャンペーンに参加した**第三者認証店**

その他特記事項

※キャンペーンや利用対象店舗の詳細は、**専用ホームページ**にてお知らせしております。

【ほっかいどう認証店応援キャンペーン専用HP】 <https://hkd2022ninsho.jp/>

※基本的な感染対策の再徹底、特に室内温度に留意し、十分な換気の実施について御協力をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンの内容を変更させていただく可能性があります。

認証店応援キャンペーン
専用ホームページ
二次元コード



第三者認証制度について

・道内の飲食店を対象に、**感染防止対策**に必要な事項の取組状況を確認し、実施されている場合に**認証**する制度です。

【北海道飲食店感染防止対策認証制度専用HP】 <https://do-safety.jp/>

※本キャンペーンの新規参加の募集は、令和4年12月20日で終了しています。

認証制度
専用ホームページ
二次元コード



【お問合せ先】 ◆ほっかいどう認証店応援キャンペーン 参加店舗用お問い合わせセンター
TEL：011-350-5648（平日 9:00～18:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【お問合せ先】
北海道経済部経済企画局経済企画課第三者認証担当
TEL：011-206-6197

道産食品を扱うアンテナショップ等で利用可能なプレミアム付商品券の発行や地域フェアの開催、ネット通販、宅配サービスによる道産品の販売により、新型コロナウイルスに加え、原油・原材料価格高騰の影響を受ける道内事業者を支援するため道産食品の消費喚起を図ります。

制度概要

1 プレミアム付どさんこ商品券

- 取扱店舗：北海道どさんこプラザ各店、「北海道の物産と観光展」会場（道外の百貨店31会場）や道内百貨店等
 - 内 容：1冊7,000円（1,000円×7枚）分を5,000円で販売（プレミアム2,000円）
 - 利用期間：令和4年8月13日～令和5年2月12日
 - 発売期間：令和4年8月13日～（取扱会場にて順次販売）
 - 発行冊数：150,000冊（最大）
- ※なお、北海道どさんこプラザ札幌店は、店舗内の工事に伴い9月26日から休業いたします。

2 地域フェアの開催

地域の幅広い事業者を支援するため、「北海道の物産と観光展」会場等において、地域産品の販売や観光や文化等の魅力を発信する地域フェアを開催。

3 通販割引販売

- 取扱店舗：どさんこプラザ47CLUB店（札幌店）、Yahoo!店、楽天店、「北海道の物産と観光展」会場百貨店の通販媒体等
- 内 容：道産食品を3割引で販売
- 実施期間：令和4年9月～令和5年2月
- 割引原資：2億3,100万円（最大）

4 宅配サービス販売

- 媒 体：トドック
- 内 容：道産品特集号を5回程度実施
- 実施期間：令和4年11月～令和5年2月

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

交通事業者利用促進支援事業

(ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

制度概要

【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が発行する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等
＜割引相当額等＞

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和5年（2023年）3月末まで

【割引乗車券等の販売期間】

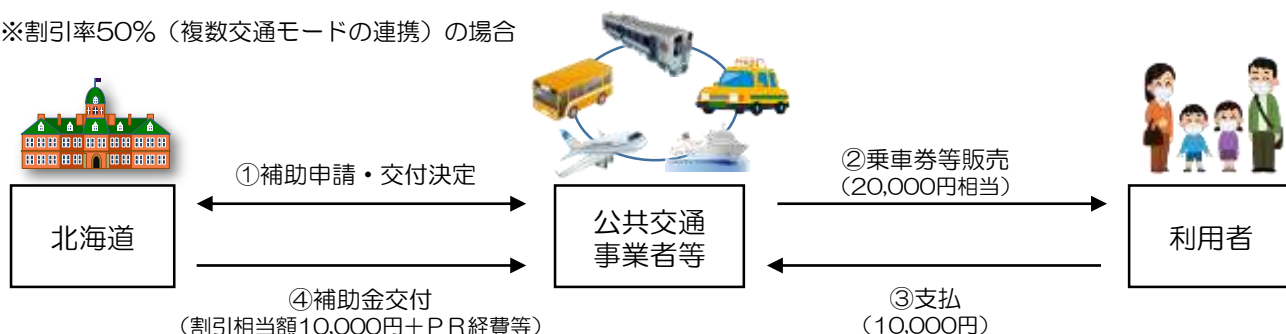
最長で令和5年（2023年）2月末まで

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和5年3月末まで）

【事業スキーム】

※割引率50%（複数交通モードの連携）の場合



【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課

TEL：011-204-5333

「HOKKAIDO LOVE！割」の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けている観光関連事業者を幅広く支援するため、感染防止対策の徹底を前提として、宿泊旅行商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊施設等に対し予算の範囲内において支援金を交付するとともに、地域応援クーポンを発行します。

事業概要

制度概要

対象	全都道府県民 【利用条件】 ワクチン3回接種済み又は 対象検査の結果が陰性
対象商品	交通付き宿泊旅行商品、宿泊旅行商品、 交通付き日帰り旅行商品、アウトドア体験等の日帰り旅行商品
割引率 割引額	一律20% 交通付き宿泊旅行商品の場合、割引額上限5,000円、 その他の旅行商品の場合、割引額上限3,000円
クーポン	平日一律2,000円、休日一律1,000円 ※ 旅行期間中、土産物店や飲食店で使用可能
実施時期	3/31（金）利用分まで ※ 宿泊は4/1（土）チェックアウトまで
その他	市町村独自の割引制度と併用可 停止条件 【国の定める条件】 道や他都府県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となった場合 →措置区域を目的地とする利用及び措置区域内の居住者による利用停止など 【道独自の条件】 道が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となった場合 →措置区域を含む圏域を目的地とする利用の停止及び当該圏域内の道民による利用の停止など

感染拡大防止対策

利用者	事業者
○ マスク着用など基本的な対策	○ 黙食・黙浴の推奨
○ 黙食・黙浴の実施	○ 誓約書の提出
○ 同意書の提出	○ 立入検査実施

※ 詳細はホームページをご覧ください。
（旅行割引・クーポン）<https://hokkaidolove-wari.jp/>

【お問合せ先】 事務局 （TEL）：011-208-6220

- ◆経済産業省では、コロナ禍で影響を受けているイベントの需要喚起としてチケット代金の割引販売を支援する「イベント割事業」を実施しています。



- ・ イベント主催者は事務局にイベントを登録
- ・ チケットは割引後価格で販売
- ・ チケット代金の2割相当額（上限2千円）を支援

対象になるイベントは？



◆事業実施期間

2022年10月11日～2023年1月31日（予定）

◆対象となるイベント例

演劇、音楽コンサート、芸能・演芸、
スポーツ観戦、スポーツ参加、映画館、
博物館、展示会、遊園地など



◆感染拡大防止対策

- ・ 業種別ガイドライン (<https://corona.go.jp/>) などを遵守
- ・ イベント参加者のワクチン接種歴または陰性の検査結果のいずれかが確認できることなど

詳細は「イベント割」公式サイト (<https://wakuwari.go.jp/>) をご確認くださいか、事務局（0570-005-272）までお問い合わせください。

登録イベントは「イベント割」公式サイトで検索できます。

（2023年1月31日まで毎日更新）

※ 主催者登録およびイベント登録の新規申請は、2023年1月17日をもって締め切られました。



「イベント割」公式サイト

様々なイベントを楽しんでいただくため、感染対策はもとより、参加者の事故等の防止など安全対策の徹底をお願いします。特に、小さなお子様が思いがけない事故に巻き込まれないよう、乗り物や遊具を使用する場合などは、安全基準を遵守するほか、参加者に安全な利用を呼びかけるなどの安全対策に努めてください。

イベント割に関するお問い合わせ：イベント需要喚起事業事務局（0570-005-272）
（IP電話等 03-6704-4105）
このページに関するお問い合わせ：北海道環境生活部総務課（011-204-5183）

第4章 生活者支援

生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により実施します。

制度概要

1 自立相談支援事業

(1) 支援対象者

「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家賃を払えない」など、失業などで生活にお困りの方で生活保護を受給されていない方が対象となります。

(2) 支援内容

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金

(1) 制度概要

失業などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

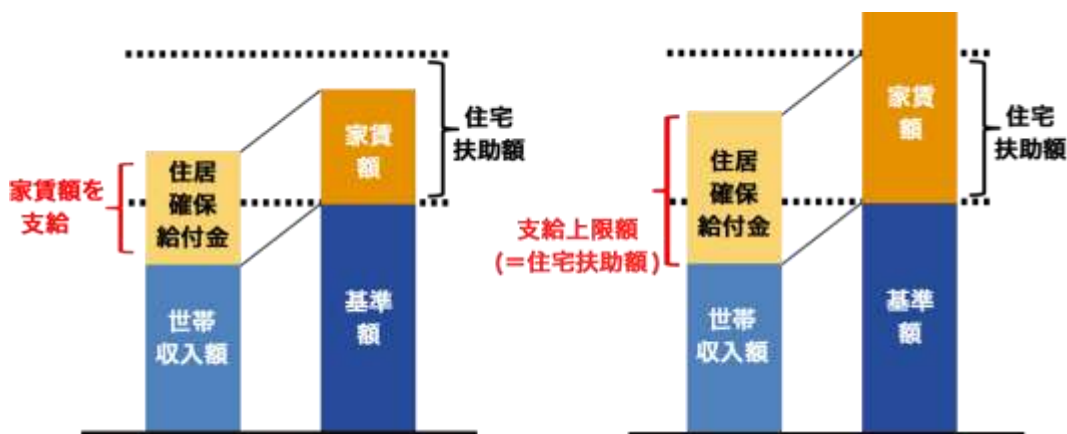
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(2) 支給要件(以下の①～⑥の全てに該当する場合のみ対象です)

- ① 離職、廃業後2年以内であること、または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少していること
- ② 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ③ 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ④ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑤ 他の類似給付等を受けていないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと

(3) 支給額

- 世帯収入額が基準額以下の場合 → 家賃額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)



- 世帯収入額が基準額を超える場合 → 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)

【お問合せ先】

町村にお住まいの方は管内の道の振興局の、市にお住まいの方は各市の自立相談支援機関にご相談ください。詳しくは、「自立相談支援機関相談窓口一覧」をご覧ください。

道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/seikatsukonkyuu.html>

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国から「子育て世帯生活支援特別給付金」、道から「北海道子育て世帯臨時特別給付金」を支給します。

制度概要

(1) 支給対象者

- ①低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ②その他低所得の子育て世帯
(令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

(2) 支給額

- ①国の給付金 児童一人当たり 一律5万円
- ②道の給付金 児童一人当たり 一律1万円

(3) 給付について

- ①低所得のひとり親世帯
 - ・令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。
(児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。
- ②その他低所得の子育て世帯
 - ・令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税が非課税の方は、申請不要で受け取ることができます。
(児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・高校生のみ養育している世帯や直近で収入が減少した世帯等については、申請が必要です。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
TEL：011-206-6328

道では、この冬の節電の取組の促進と、電気料金高騰による影響緩和を目的に節電プログラム参加者に国から付与される「節電ポイント」に対し、道独自の上乘せ支援を行います。

※参加期限は1月中ですので、お早めにお申し込み願います。

制度概要

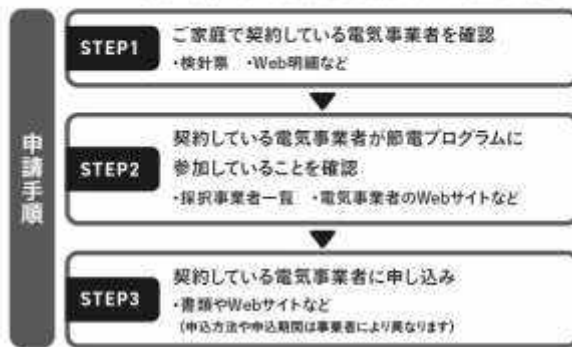
皆様が契約されている電気事業者のこの冬の節電の取組（節電プログラムなど）にお申し込みいただくと、主に一般家庭が契約されている**低圧契約の場合、4,000円相当の参加特典**が受けられます。

※ 4,000円相当の特典は、国が実施する「電気利用効率化促進対策事業」と道が実施する「節電プログラム参加促進事業」を活用する場合であり、節電プログラムの実施の有無や内容については、電気事業者によって異なります。

主に一般のご家庭の場合
(50kW未満/低圧契約)

特典内容 **4,000円相当付与**

国事業分/2,000円相当、道事業分/2,000円相当の合計



節電プログラム特設ページはこちら
<https://setsuden-hokkaido.jp/>



〈高圧、特別高圧契約の事業者の皆様〉

国の「電気利用効率化促進対策事業」では、次のとおり支援を行っています。本事業に採択された電気事業者が実施する節電プログラムへ参加表明いただいた需要家の皆様に、特典が付与されるほか、節電の実績に応じた特典の付与も受けられます。

プログラム参加特典概要

参加期限 令和5年1月31日(火)まで
※参加期限は、小売電気事業者等により異なります。

付与特典・ポイント (契約区分により異なる)

低圧 (50kW未満) の皆様 (家庭等) ▶ 2,000円相当
高圧/特別高圧(50kW以上)の皆様 (事業者) ▶ 200,000円相当

電気利用効率化促進対策事業に関する情報はコチラ
<https://setsuden.go.jp>




節電は、家計の節約はもちろん、エネルギーの有効利用や、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」にもつながります。

【お問合せ先】

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 節電プログラム参加促進事業担当
TEL: 011-204-5320

第5章 相談窓口

経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
経営・金融 特別相談室 以下二次元コード からもご確認いた だけます 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスサポートデスク (ジェットロ北海道内)	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記二次元コードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



働き方改革関連特別相談窓口

中小企業、小規模事業者のみなさん！
働き方改革関連法への対応はお済みですか？
道では、各振興局等に窓口を設置しています。
お気軽にご相談ください！



うちの会社って働き方改革関連法に
きちんと対応できているのか
不安です。

働き方改革をしながら
生産性を向上させたいのですが、
何をすればいいのでしょうか。



テレワークを導入したいのですが、
社内規定の作成や労務管理の
方法が分かりません。

■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家
(社会保険労務士)

■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各振興局で	対面による巡回相談 又は オンライン相談	各振興局が指定する日の 10:00~16:00 (各振興局商工労働観光課まで お問い合わせください)	事前予約制 (相談をご希望の 日の1週間前を目 途に最寄りの振興 局へお問い合わせ ください)
会社または 自宅等から	オンライン相談 訪問相談	北海道働き方改革推進支援 センター受付時間 9:00~17:00 (土日・祝除く)	

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

雇用調整助成金	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10） 大企業 2/3（最大10/10） ※助成率や上限額は対象期間によって異なる場合がありますので、 不明な点がある場合は右に記載する連絡先にご連絡ください。	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999
----------------	---	--

設置場所	住 所	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目	【雇用労政課】 011-204-5353
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目14-13	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
林-ツ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

※ 3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
 ※ 事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
 - 当該窓口は、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
 - 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。



「新北海道スタイル」について

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、道では、道民の皆さまや事業者の方々に対し、ライフスタイルやビジネススタイルの変容を促し、北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンスの拡大につなげていく「新北海道スタイル」を推進しています。